

平成20年度
新連携対策補助金
(農工商等連携対策支援事業)

(事業化・市場化支援事業、連携体構築支援事業)

【 公 募 要 領 】

受付期間

事業化・市場化支援事業

平成20年11月4日(火)～

連携体構築支援事業

平成20年11月4日(火)～

公募期間は、各経済産業局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ）により異なります。

郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着のこと。

事前相談等は、各経済産業局にて随時受け付けます。

受付先及び問い合わせ先

各経済産業局

詳細は、P.18を参照してください。

本公募要領は、中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp>）からダウンロードできます。

平成20年11月
中小企業庁

〔 目 次 〕

農商工等連携対策支援事業について.....	1
1 . 制度の目的.....	1
2 . 補助対象者.....	1
3 . 補助対象事業.....	3
4 . 補助対象経費.....	6
5 . 補助率等.....	1 2
6 . 申請手続き等の概要.....	1 3
7 . 補助事業期間.....	1 6
8 . 補助事業者の義務.....	1 6
9 . 財産の帰属等.....	1 7
10 . その他.....	1 7
受付先及び問い合わせ先.....	1 8
計画書の様式.....	1 9
記入要領.....	3 1

農工商等連携対策支援事業について

1. 制度の目的

本制度は、中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業、当該事業を行うために必要な体制を構築する事業及び中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に要する経費（生産を行うための直接的な経費等、営利活動に繋がる経費は除きます。）の一部を補助することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 補助事業者

(1) 事業化・市場化支援事業

認定農工商等連携事業を実施する中小企業者のうち、農工商等連携事業計画の認定等に関する命令（平成20年令第1号。以下「命令」という。）第2条第1項に基づき定める代表者となります。

（注）「認定農工商等連携事業」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）第4条第1項に基づき認定を受けた農工商等連携事業計画（以下「認定農工商等連携事業計画」という。）に従って実施される事業をいいます。

(2) 連携体構築支援事業

連携事業者型

農工商等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者で、連携体を構築する上で中心となる代表者となります。同法第2条第1項に規定する中小企業者とは、以下の者をいいます。

（ ）下表に示す資本金基準又は従業員基準のいずれかの基準に該当する者

主たる事業を営んでいる業種	資 本 金 基 準 資本金の額又は出資の総額	従 業 員 基 準 常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

() 下表に示す組合及び連合会

組合及び連合会	中小企業者となる要件
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会	直接又は間接の構成員の2 / 3以上が()に示す基準に該当する中小企業者であること

支援機関型

認定農商工等連携支援事業を実施する社団法人、財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人となります。

（注）認定農商工等連携支援事業とは、農商工等連携促進法第6条第1項に基づき認定を受けた農商工等連携支援事業計画（以下「認定農商工等連携支援事業計画」という。）に従って実施される事業をいいます。

（3）ただし、各事業とも、以下のいずれかに該当する中小企業者（以下「みなし大企業」という。）は、補助事業者から除きます。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（注）が所有している中小企業者。

発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとしします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助対象事業

(1) 事業化・市場化支援事業

事業化・市場化

補助事業者が、認定農商工等連携事業計画に従って行う事業が補助対象になります。

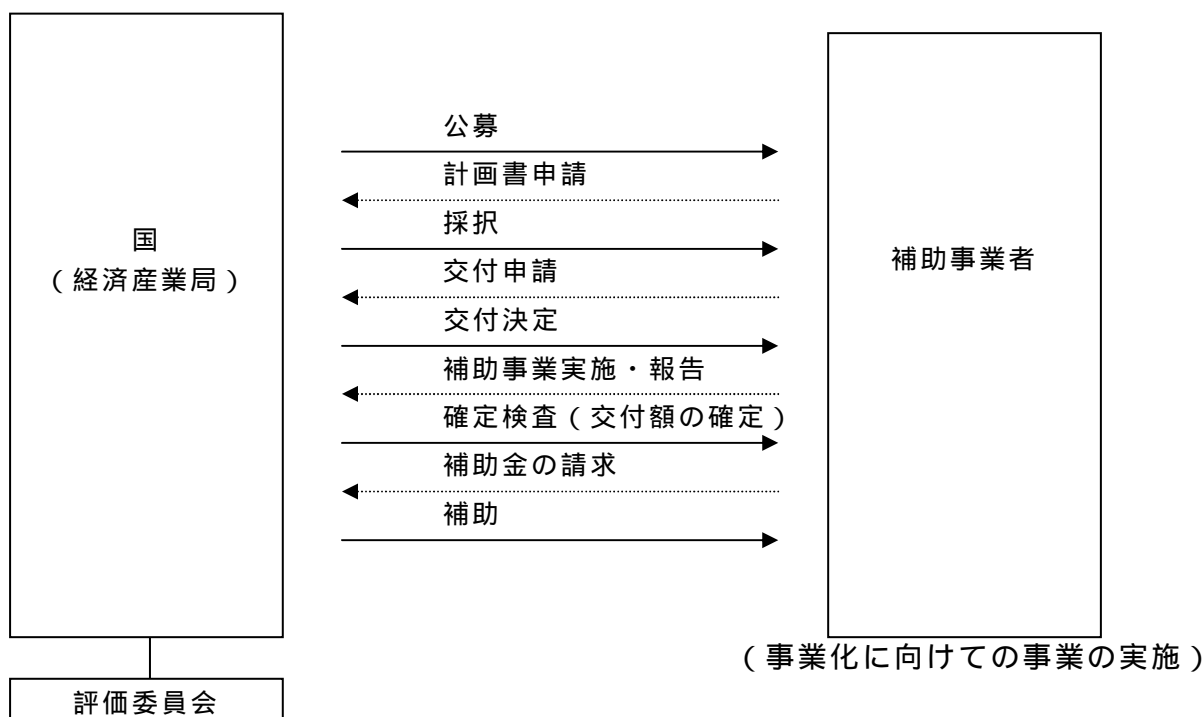
技術開発を伴う事業化・市場化

補助事業者が、認定農商工等連携事業計画に従って行う技術開発を伴う事業（試作・実験費を申請する事業）が補助対象になります。

(注) 補助事業者が行う事業に限らず、命令別表1に記載する共同申請者（大企業及びみなし大企業は除く。以下「共同申請者」という。）が行う事業についても補助事業者が行う事業として、補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は補助事業者であるため、補助事業者が支出する経費についてのみとなります。

例) 共同申請者Bが補助事業に係る機械装置等を購入する場合、本来補助事業者であるAが購入のための契約、支払いを行い、共同申請者Bに貸与することが望ましいですが、やむを得ず共同申請者Bが契約、支払いを行っても構いません。ただし、このような場合には、購入した証拠書類（見積書、合い見積もり書、請求書、納品書等）を添付し補助事業者Aに対し立替払い請求を行ってください。この立替払い請求をもって補助事業者Aが支出する経費について補助対象とすることができます。ただし、物品管理は補助事業者Aが行い、補助事業者Aの固定資産台帳に記載が必要です。

[事業のスキーム]



(2) 連携体構築支援事業

連携事業者型

中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して事業活動を行うために、補助事業者が連携体を構築する事業が支援対象になります。

但し、当該事業により構築する連携体は、次の要件を満たした者に限ります。

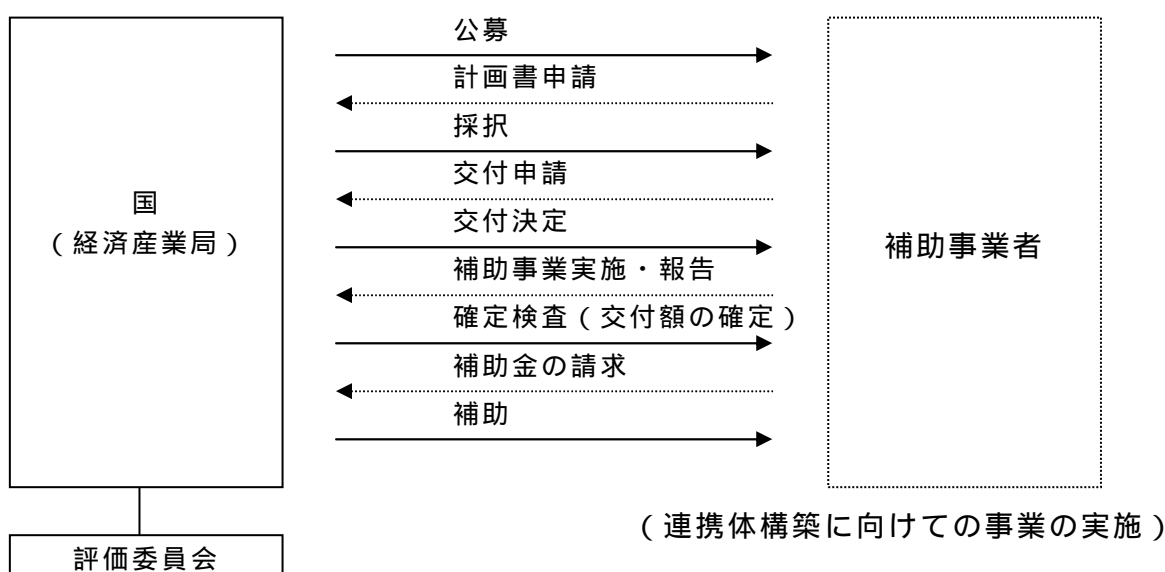
【連携体の形式要件】

- ・ 自己の優れた経営資源を有する2以上の中小企業者で構成され、かつ農林漁業を行う中小企業者及び農林漁業以外の事業を行う中小企業者をそれぞれ1以上含むこと。
- ・ 事業に参加する営利企業のうち、企業数又は事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数を超えること。
- ・ 中小企業者、個人、大学、研究機関、NPO、組合、任意グループ、大企業等のうち、必要な者で構成されていること。
- ・ 相互に経営資源を持ち寄る協力関係であり、特定の者だけが有益にならないこと。
- ・ 大企業との連携に当たっては、主に中小企業者に有益となるような連携であること。（大企業には大企業の子会社も含むものとする。）
- ・ 大企業とその子会社（グループ企業も含む。）のみによる連携でないこと。

(注) 補助事業者が行う事業に限らず、別紙1-2 5.に記載する中小企業者（みなし大企業は除く。以下「別紙1-2記載者」という。）が行う事業についても補助対象とすることができます。ただし、補助金の交付を受ける者は補助事業者であるため、補助事業者が支出する経費についてのみとなります。

例) 連携体構築のための会議を行う場合、会議出席のための別紙1-2記載者Bの旅費(交通費)について、補助事業者Aが旅費規程及び旅費管理簿等により旅費管理を行い支出する場合に、補助対象とすることができます。

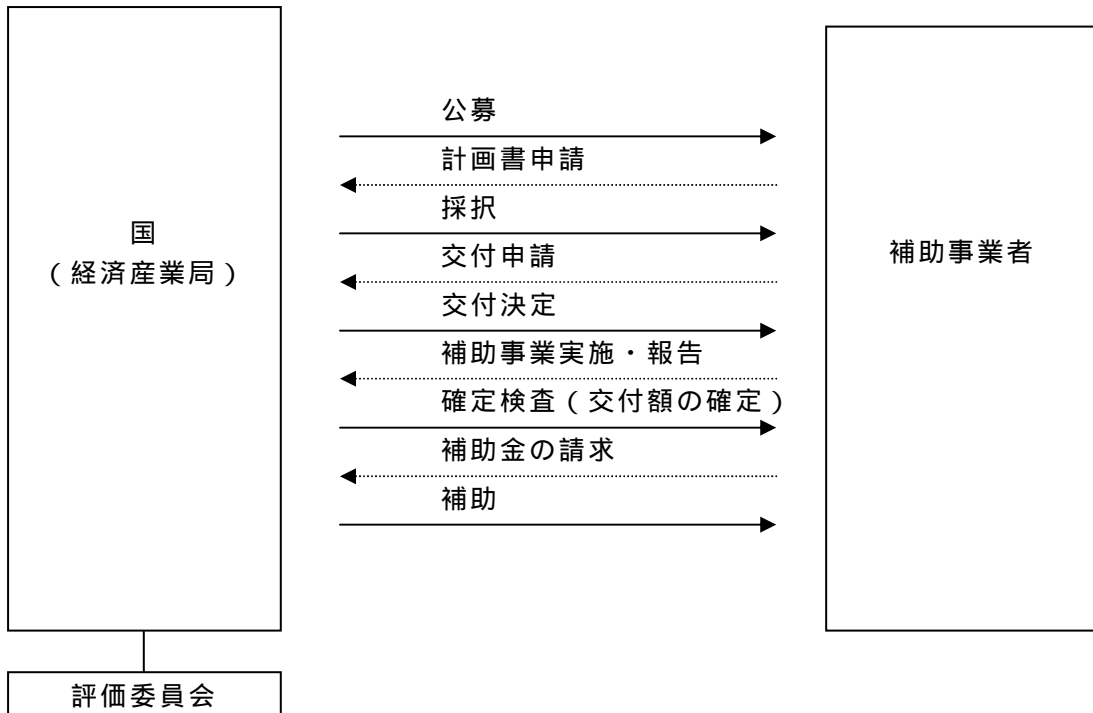
[事業のスキーム]



支援機関型

補助事業者が、認定農商工等連携支援事業計画に従って行う事業が補助対象になります。

[事業のスキーム]



4 . 補助対象経費

補助事業を行うに当たり特別会計等の区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

(1) 事業化・市場化支援事業

1) 謝金

専門家謝金

当該事業において、指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払われる経費

(注) 共同申請者を専門家として支出の対象にすることはできません。

2) 旅費

専門家旅費

指導・助言等を受けるために招聘した専門家に旅費として支払われる経費

職員旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として補助事業者及び共同申請者に支払われる経費

3) 事業費

会議費

会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費

会場借料

会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費

通信運搬費

郵便代、運送代等として支払われる経費

借損料

事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費

消耗品費

ア．消耗品費

消耗品を購入するために支払われる経費

イ．印刷製本費

資料等の印刷費として支払われる経費

ウ．資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

マーケティング調査費

ア．マーケティング調査費

連携事業を市場化する上で必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費、データ等を購入する費用及び調査員を雇う費用等として支払われる経費

イ．広報費

当該事業遂行に必要なPRのために行うポスター等の作成、新聞広告、TV放映及びラジオ等を活用する費用として支払われる経費

ウ．展示会等出展料

試作品等を展示会等に出展するために支払われる経費

連携構築費

ア．連携に必要なシステム構築費

連携体を構築する上で必要な情報システム等を構築するためのソフトウェア

開発委託費、ソフトウェア購入費として支払われる経費

イ．契約締結費

連携事業を行う上で必要な収益配分・秘密保持等の内容の契約書、連携体参加企業に共通な工程管理マニュアル等を作成するために支払われる経費

ウ．産業財産権等取得費

連携事業を行う上で必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「産業財産権等」という。）を取得するための経費

（注１）産業財産権等の取得に要する経費のうち、以下の経費については補助対象とはなりません。

- ・日本の特許庁に納付される特許出願手数料、審査請求料及び特許料
- ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費

（注２）補助事業終了日までに出願手続きを完了していることが公的機関の書類等で確認できない場合には、当該費用は補助対象とはなりません。

（注３）弁理士の手続代行費用を補助対象とする場合には、補助事業期間中に契約が締結されていることが必要です。

（注４）他の制度により特許権の取得について支援を受けている場合は、特許取得費の申請をすることはできません。

雑役務費

当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

委託費

ア．委託費

、及び イ．に該当しない経費で、当該事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費（試作・実験に係る経費を除く。）

イ．コンサルタント費

連携事業の発展・向上のためにコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費

４）試作・実験費

（注）試作や実験を行う目的（補助事業の目的）と見なされない場合は補助対象となりません。

（注）委託・外注等により行う場合、共同申請者に対する人件費相当は対象となりません。

機械装置等購入費

試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置等を購入するために支払われる経費

原材料費

試作品の開発や実験等を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費

備品費

試作品の開発や実験等を行うために必要な備品を購入するために支払われる経費

（注）備品とは、耐久性のある物品で使用により直ちに消耗することなく、かつ、通常の状態においてその性質又は形状を失わず長期の使用に耐えうる物品をいいます。

借損料

試作品の開発や実験等を行うために必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、

リース料として支払われる経費

製造・改良・加工料

試作・実験等を行うために必要な設備の製造・改良・加工に必要な費用として支払われる経費

試作費

試作品の開発・製造・改良・加工を行うために支払われる経費

実験費

試作に必要な実験・分析を行うために支払われる経費

設計費

試作品及び試作品を製造するための機械装置等を製造する上で必要な設計をする際に支払われる経費

委託費

上記 ~ に該当しない経費で、試作品の開発等を委託する際に支払われる経費

5) その他の経費

1) ~ 4) 以外で、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

(2) 連携体構築支援事業

【連携事業者型】

1) 謝金

委員謝金

当該事業を実施するための委員会等を開催する際に、委嘱した委員に謝礼として支払われる経費

(注) 別紙 1 - 2 5 . 補助事業者と連携体を構築しようとする者(協力者を除く)を委員として支出の対象にすることはできません。

専門家謝金

当該事業において、指導・助言等を受けるために招聘した専門家に謝礼として支払われる経費

(注) 別紙 1 - 2 5 . 補助事業者と連携体を構築しようとする者(協力者を除く)を専門家として支出の対象にすることはできません。

2) 旅費

委員旅費

委嘱した委員に対し、委員会等の出席のための旅費として支払われる経費

専門家旅費

指導・助言等を受けるために招聘した専門家に旅費として支払われる経費

職員旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として支払われる経費

3) 事業費

会議費

会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費

会場借料

会議を開催する場合の会場費として支払われる経費

通信運搬費

郵便代、運送代等として支払われる経費

消耗品費

ア．消耗品費

消耗品を購入するために支払われる経費

イ．印刷製本費

資料等の印刷費として支払われる経費

ウ．資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

広報費

当該事業遂行に必要なPRのために行うポスター等の作成、新聞広告、TV放映及びラジオ等を活用する費用として支払われる経費

コンサルタント費

連携体を構築するに当たり連携事業の方向性等の内容に係るコンサルタント会社等を使用する費用として支払われる経費

マーケティング調査費

連携事業を市場化する上で必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費、データ等を購入する費用及び調査員を雇う費用等として支払われる経費

連携構築費

ア．連携に必要なシステム構築費

連携体を構築する上で必要な情報システム等を構築するためのソフトウェア開発委託費、ソフトウェア購入費として支払われる経費

イ．契約締結費

連携事業を行う上で必要な連携体の企業間の役割分担や収益の配分などを決める規約を作成するために支払われる経費

雑役務費

当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

4) その他の経費

1)～3)以外で、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

【支援機関型】

1) 謝金

委員謝金

当該事業における研修や交流イベント等の企画・運営等を行うための委員会等を開催する際に、委嘱した委員に謝礼として支払われる経費

専門家謝金

当該事業における研修や交流イベント等に講師等として依頼した者に謝礼として支払われる経費

2) 旅費

委員旅費

委嘱した委員に対し、委員会等の出席のための旅費として支払われる経費

専門家旅費

当該事業における研修や交流イベント等に講師として依頼した者に旅費として支払われる経費

職員旅費

会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として支払われる経費

3) 事業費

会議費

会議を開催する場合のお茶代として支払われる経費

会場借料

会議、研修や交流イベント等を開催する場合の会場費として支払われる経費

通信運搬費

郵便代、運送代等として支払われる経費

借損料

当該事業における研修や交流イベント等で使用する機械等の借上げ料として支払われる経費

消耗品費

ア．消耗品費

消耗品を購入するために支払われる経費

イ．印刷製本費

資料等の印刷費として支払われる経費

ウ．資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費

広報費

当該事業遂行に必要なPRを行うためのポスター等の作成、新聞広告、TV放映及びラジオ等を活用する費用として支払われる経費

コンサルタント費

当該事業におけるセミナーや研修等を開催する際に、コンサルタント会社等を使用する費用として支払われる経費

マーケティング調査費

当該事業遂行に必要なデータ等を購入する費用及び調査員を雇う費用等として支払われる経費

雑役務費

当該事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

4) その他の経費

1) ~ 3) 以外で、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

補 助 対 象 経 費 一 覧 表

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内 容
事業化・市場化支援事業	謝 金	専門家謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、借損料、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、マーケティング調査費（広報費、展示会等出展料を含む）、連携構築費（連携に必要なシステム構築費、契約締結費、産業財産権等取得費）、雑役務費、委託費（コンサルタント費を含む、試作・実験に係る経費を除く）
	試作・実験費	試作・実験に係る経費（機械装置等購入費、原材料費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、試作費、実験費、設計費、委託費）
その他の経費	上記に掲げるもののほか、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費	
連携体構築支援事業 （連携事業者型）	謝 金	委員謝金、専門家謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、広報費、コンサルタント費、マーケティング調査費、連携構築費（連携に必要なシステム構築費、契約締結費）、雑役務費
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費
連携体構築支援事業 （支援機関型）	謝 金	委員謝金、専門家謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費
	事業費	会議費、会場借料、通信運搬費、借損料、消耗品費（印刷製本費、資料購入費を含む）、広報費、コンサルタント費、マーケティング調査費、雑役務費
	その他の経費	上記に掲げるもののほか、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

（注）事業化・市場化支援事業のうち技術開発を伴う事業化・市場化についてのみ、「試作・実験費」を申請することができます。

5 . 補助率等

補助率は、補助対象経費の3分の2以内です。

補助限度額は、下記のとおりとします。(ただし、下限は100万円。)

(1) 事業化・市場化支援事業

事業化・市場化(試作・実験費を申請しない場合。)の補助限度額は、認定計画1件あたり2,500万円です。

技術開発を伴う事業化・市場化(試作・実験費を申請する場合。)の補助限度額は、認定計画1件あたり3,000万円です。この場合、補助金申請額が3,000万円以内であれば、試作・実験費が500万円を超えても構いません。

(2) 連携体構築支援事業

連携事業者型

連携体構築支援事業(連携事業者型)の補助限度額は、1件あたり500万円です。

支援機関型

連携体構築支援事業(支援機関型)の補助限度額は、認定計画1件当たり500万円です。

(注) 事業化・市場化支援事業及び連携体構築支援事業のうち支援機関型については、認定計画(認定農商工等連携事業計画・認定農商工等連携支援事業計画)に基づき、複数年度に亘り補助金の交付申請をすることができます。ただし、本補助金の採択決定は、単年度の事業に対して行われるため、年度毎に申請を行い、審査を受ける必要があります(次年度以降の補助を保証するものではありません。)

なお、補助限度額の算定に当たっては、交付決定額(当該年度内に交付決定されたもののうち最も多い金額とする。)を用いるものとします。

例) 事業化・市場化支援事業(技術開発を伴う事業化・市場化)の場合

認定計画1年目(平成20年度): 1,500万円(交付決定額)

認定計画2年目(平成21年度): 900万円(交付決定額)

認定計画3年目(平成22年度): 600万円

1、2年目で2,400万円の補助金交付決定を受けているため、3年目は600万円までの申請となります。

6. 申請手続き等の概要

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

補助事業者の主たる事業所の所在地を所轄する各経済産業局(P.18参照)。

(2) 受付期間

事業化・市場化支援事業

平成20年11月4日(火)～

連携体構築支援事業

平成20年11月4日(火)～

公募期間については、経済産業局ごとに異なります。申請書につきましては、上記受付期間のうち、各経済産業局が別に定める期日までに提出して下さい。

(注) 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着するように提出して下さい。

なお、事業化・市場化支援事業及び連携体構築支援事業(支援機関型)について、公募期間中に農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の認定を行う経済産業局では、同計画を主務大臣に提出している事業者も公募の対象となります。

(3) 提出書類

表1で定める提出書類(P.14参照)を、各経済産業局担当課あて提出して下さい。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「農商工等連携対策支援事業計画書在中」と記入して下さい。(申請書送付先はP.18参照。)

(4) 評価

提出書類等について表2で定める評価内容(P.15参照)に基づき、外部委員を含む評価委員会で評価を行います。

(5) 通知

評価結果(採択又は不採択)について、後日、各経済産業局から申請者あて通知します。その結果、採択となった方は、別途、新連携対策補助金(農商工等連携対策支援事業)に係る交付要綱に基づく補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

(6) 公表

原則として、採択となった場合には、補助事業者名、その他事業参加者(事業化・市場化支援事業においては共同申請者、連携体構築支援事業(連携事業者型)においては別紙1-2記載者)名、事業テーマ、事業概要、住所、業種を公表します。

(7) その他

同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業と併願している場合等には、採択時に調整する可能性があります。

採択された場合であっても、予算の都合により補助金額が減額される場合があります。

表 1 : 提出書類

提 出 書 類
<p>1 . 事業化・市場化支援事業</p> <p>補助事業計画書（別紙 1 - 1）（P. 2 2）</p> <p>試作・実験費を申請する場合は、試作品の仕様書及び図面（三面図、見取図）は内容等がわかる程度に簡略化し、原則、提出資料の用紙サイズは A 4 に統一してください。</p> <p>経費明細表（別紙 2）（P. 2 6）</p> <p>株主等一覧表（別紙 3）（P. 2 8）</p> <p>経営状況表（別紙 4）（P. 2 9）</p> <p>過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書</p> <p>～ については、共同申請者のうち全中小企業者（農林漁業を行う者も含む。）分を添付してください。</p> <p>産業財産権等取得計画書（別紙 5）（P. 3 0）</p> <p>産業財産権等取得費を申請する場合は添付して下さい。</p> <p>農商工等連携事業計画に係る認定書（写し）</p> <p><u>公募期間中に農商工等連携事業計画の認定を行う経済産業局管内の事業者は不要です。ただし、公募開始以前に認定を受けた事業者は提出して下さい。</u></p> <p>会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット</p> <p>事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p> <p>2 . 連携体構築支援事業</p> <p>(1) 連携事業者型</p> <p>補助事業計画書（別紙 1 - 2）（P. 2 3）</p> <p>経費明細表（別紙 2）（P. 2 6）</p> <p>株主等一覧表（別紙 3）（P. 2 8）</p> <p>～ については、別紙 1 - 2 記載者のうち全中小企業者（農林漁業を行う者も含む。）分を添付してください。</p> <p>経営状況表（別紙 4）（P. 2 9）</p> <p>過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書</p> <p>会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット</p> <p>事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p> <p>(2) 支援機関型</p> <p>補助事業計画書（別紙 1 - 3）（P. 2 5）</p> <p>経費明細表（別紙 2）（P. 2 6）</p> <p>過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書</p> <p>農商工等連携支援事業計画に係る認定書（写し）</p> <p><u>公募期間中に農商工等連携支援事業計画の認定を行う経済産業局管内の事業者は不要です。ただし、公募開始以前に認定を受けた事業者は提出して下さい。</u></p> <p>会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット</p> <p>事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p> <p>【提出部数】</p> <p>合計 3 部（正 1 部、写し 2 部）</p>

【注意事項】

P. 3 1 ~ の記入要領を参考に記入してください。

添付資料は必要なものに限ってください。

貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。

用紙サイズは原則としてA 4で統一し、左側に縦2穴で穴を開け、左上1箇所
でクリップ止め（ホッチキス止め不可）してください。

表 2 : 評価内容

評 価 内 容
1 . 事業化・市場化支援事業 認定計画との整合性 実施の確実性 事業の妥当性 成果の活用性
2 . 連携体構築支援事業
(1) 連携事業者型 連携体の形式要件 実施の確実性 事業の妥当性 成果の活用性
(2) 支援機関型 認定計画との整合性 実施の確実性 事業の妥当性 成果の活用性

7 . 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成21年3月31日までとなります。交付決定日以前に行った事業については、補助対象となりません。

8 . 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止し若しくは廃止若しくは他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

交付決定日から起算して3ヶ月を経過した日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の遂行状況について遂行状況報告書を作成し、遂行状況確認日から30日以内に所轄の経済産業局長に提出しなければなりません。また、所轄の経済産業局長が補助事業の実施状況の報告を求めたときも、遂行状況報告書を提出しなければなりません。

補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。

補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合及び補助事業において産業財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。

補助事業の完了した日の属する会計年度の翌々会計年度から5会計年度の間、毎会計年度開始後30日以内に、直前の1会計年度間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌々会計年度においては、直前の2会計年度間）に係る補助事業の事業化等状況について事業化状況報告書を作成し、所轄の経済産業局長に報告するとともに、補助事業に関係する調査に協力をしなければなりません。（事業化・市場化支援事業のうち技術開発を伴う事業に限ります。）

事業化状況の報告により補助事業の成果の事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付（納付額は補助金額のうち試作・実験費の額が限度です。）しなければなりません。

補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報

告し、指示に従わなければなりません。

(注) 消費税等仕入控除税額とは：

補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9 . 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助業者に帰属します。

10 . その他

補助金の支払いについては、通常は翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払いが済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる(概算払い)場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局が実地検査に入ることがあります。

原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。

補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
北海道経済産業局 産業部 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-756-6718	北海道
東北経済産業局 産業部 中小企業課 新事業促進チーム	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-262-1244	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 地域経済部 新規事業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0394	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県 山梨県・静岡県
中部経済産業局 産業部 経営支援課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-0521	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部 創業・経営支援課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6014	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部 中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5658	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国経済産業局 産業部 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL: 087-811-8562	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部 中小企業経営支援室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5491	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 TEL: 098-866-1755	沖縄県

記入要領

様式第 1 - 1

平成 年 月 日
提出する年月日を記入します。

経済産業局長 殿
(沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長 殿」)
補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等の名称を記入します。

住 所 〒100 - 8113
東京都千代田区 1 - 3 - 3
氏 名 株式会社
代表取締役 代表者印

個人事業主の場合、名称は「個人事業主」と記入します。
住所は補助事業の主たる事務所の所在地を記入します。その所在地が本社でない場合は、()付きで本社の住所を記入します。

平成 年度新連携対策補助金（農商工等連携対策支援事業）計画書
（事業化・市場化支援事業）

新連携対策補助金（農商工等連携対策支援事業）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業計画書（別紙 1 - 1 のとおり）
2. 経費明細表（別紙 2 のとおり）
3. 株主等一覧表（別紙 3 のとおり）
4. 経営状況表（別紙 4 のとおり）
5. 過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書
6. 産業財産権等取得計画書（別紙 5 のとおり）
7. 農商工等連携事業計画に係る認定書（写し）
公募期間中に農商工等連携事業計画の認定を行う経済産業局管内の事業者では不要です。ただし、公募開始以前に認定を受けた事業者は提出して下さい。
8. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット
株主等一覧表、経営状況表、過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書については、共同申請者のうち全中小企業者（農林漁業を行う者も含む。）分を添付してください。
「産業財産権等取得費」を申請する場合は産業財産権等取得計画書を添付してください。

平成 年 月 日
提出する年月日を記入します。

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長 殿」)

補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等の名称を記入します。

住 所 〒 1 0 0 - 8 1 1 3
東京都千代田区 1 - 3 - 3
氏 名 株式会社
代表取締役 代表者印
個人事業主の場合、名称は「個人事業主」と記入します。
住所は補助事業の主たる事務所の所在地を記入します。その所在地が本社でない場合は、() 付きで本社の住所を記入します。

平成 年度新連携対策補助金（農商工等連携対策支援事業）計画書
（連携体構築支援事業（連携事業者型））

新連携対策補助金（農商工等連携対策支援事業）の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

1. 補助事業計画書（別紙 1 - 2 のとおり）
2. 経費明細表（別紙 2 のとおり）
3. 株主等一覧表（別紙 3 のとおり）
4. 経営状況表（別紙 4 のとおり）
5. 過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書
6. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット
株主等一覧表については、別紙 1 - 2 記載者のうち全中小企業者（農林漁業を行う者も含む。）分を添付してください。
経営状況表、過去 2 年間の貸借対照表、損益計算書については、補助事業者分のみを添付してください。

平成 年 月 日
提出する年月日を記入します。

経済産業局長 殿

(沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長 殿」)

補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局等の名称を記入します。

住 所 〒100 - 8113

東京都千代田区 1 - 3 - 3

氏 名 株式会社

代表取締役 代表者印

個人事業主の場合、名称は「個人事業主」と記入します。

住所は補助事業者の主たる事務所の所在地を記入します。その所在地が本社でない場合は、()付きで本社の住所を記入します。

平成 年度新連携対策補助金(農工商等連携対策支援事業)計画書
(連携体構築支援事業(支援機関型))

新連携対策補助金(農工商等連携対策支援事業)の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

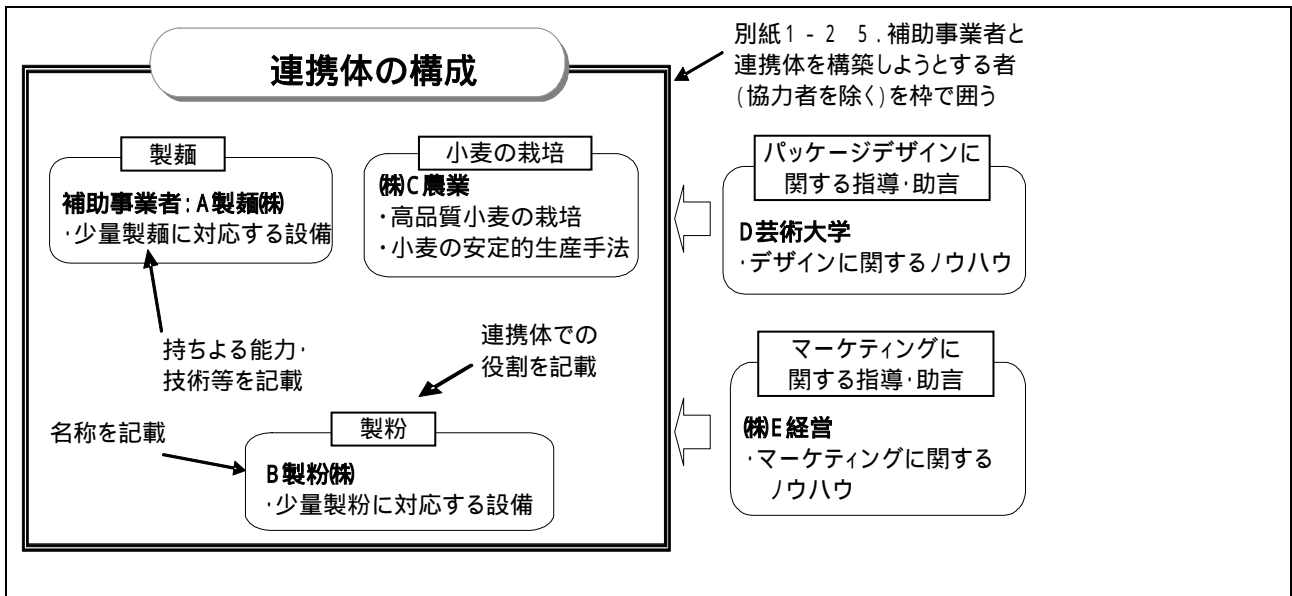
1. 補助事業計画書(別紙1-3のとおり)
2. 経費明細表(別紙2のとおり)
3. 過去2年間の貸借対照表、損益計算書
4. 農工商等連携支援事業計画に係る認定書(写し)
公募期間中に農工商等連携支援事業計画の認定を行う経済産業局管内の事業者では不要です。ただし、公募開始以前に認定を受けた事業者は提出して下さい。
5. 会社案内等事業概要の確認ができるパンフレット

補 助 事 業 計 画 書
(事業区分：事業化・市場化支援事業)

1. 補助事業者の概要			
<p>名 称： 株式会社</p> <p>代表者名及び役職名：代表取締役</p> <p>住 所：東京都千代田区 1 - 3 - 3</p> <p>電話番号： - -</p> <p>FAX番号： - -</p> <p>メールアドレス：</p> <p>連絡者名及び役職名： 部長</p>			
資本金 出資金	10,000千円	従業員	100人
業種 (形態)	食料品製造業	設立年月日	昭和 年4月1日
<p>直近3年間分の財務データ(売上高、経常利益、自己資本)</p> <p>(注)添付する貸借対照表、損益計算書と数字が整合しているか確認してください。</p>			
	売上高(千円)	経常利益(千円)	自己資本(千円)
17年度			
18年度			
19年度			
<p>2. 補助金の交付を受けた実績(過去5年間の実績)及び本実施テーマに関わる内容で当該年度の他の補助金への申請(予定を含む)状況</p> <p>・平成16年度創造技術研究開発事業 2,000万円</p> <p style="padding-left: 40px;">研究テーマ： に関する研究</p>			
<p>3. 実施テーマ</p> <p style="text-align: center;">を活用した の構築</p>			
<p>4. 具体的事業内容(農商工等連携事業計画のうち、事業化・市場化支援事業として行う具体的事業内容を記載)</p>			
<p>5. 当該年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)</p>			

補 助 事 業 計 画 書
(事業区分：連携体構築支援事業(連携事業者型))

1. 補助事業者の概要			
<p>名 称：A製麺株式会社 代表者名及び役職名：代表取締役 住 所：東京都千代田区 1 - 3 - 3 電話番号： - - FAX番号： - - メールアドレス： 連絡者名及び役職名： 部長</p>			
資本金 出資金	10,000千円	従業員	100人
業種 (形態)	食料品製造業	設立年月日	昭和 年4月1日
直近3年間分の財務データ(売上高、経常利益、自己資本) (注)添付する貸借対照表、損益計算書と数字が整合しているか確認してください。			
	売上高(千円)	経常利益(千円)	自己資本(千円)
17年度			
18年度			
19年度			
2. 補助金の交付を受けた実績(過去5年間の実績)及び本実施テーマに関わる内容で当該年度の他の補助金への申請(予定を含む)状況 ・平成16年度創造技術研究開発事業 2,000万円 研究テーマ： に関する研究			
3. 実施テーマ <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> を活用した の構築 </div>			
4. 農商工等連携事業の概要(連携して行う事業の概要を記載) 経営資源の内容 農商工等連携事業の内容 市場ニーズ・市場規模、競合する類似商品・役務との相違点 農商工等連携事業を共同で実施する事業者間の規約等の整備状況 中小企業者の経営の向上及び農林漁業経営の改善の目標 事業概要図(名称、持ち寄る能力・技術等、連携体での役割を構成図で記載)			



5. 補助事業者と連携体を構築しようとする者

中小企業者（補助事業者を含む。）			
	名称、住所、代表者名	資本金、従業員数、業種、持ち寄る能力・技術等、連携体での役割	
1	A 製麺株式会社 東京都千代田区 1-3-3	10,000千円、100人、食料品製造業、少量製麺に対応する設備、製麺	
2	B 製粉株式会社	千円、人、食料品製造業、少量製粉に対応する設備、製粉	
3	株式会社C 農業	千円、人、農業、高品質小麦の栽培技術、小麦の安定生産手法、小麦の栽培	
4			
5			

補助事業者と連携体を構築しようとする者のうち大企業者・協力者			
	名称、住所、代表者名	資本金、従業員数、業種、持ち寄る能力・技術等、連携体での役割	
1	D 芸術大学	千円、人、学校教育、デザインに関するノウハウ、パッケージデザインに関する指導・助言	
2	株式会社E 経営	千円、人、専門サービス業、マーケティングに関するノウハウ、マーケティングに関する指導・助言	
3			

(注)大企業者とは、本事業を共同で行う中小企業者以外の事業者。

協力者とは、本事業の実施に協力する大学その他の研究機関、独立行政法人、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)及びその他の者。

6. 具体的事業内容(連携体構築支援事業として行う具体的事業内容を記載)

7. 当該年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)

8. 連携事業についてのこれまでの取り組み(本補助事業に申請するまでの経緯等を記載)

補助事業計画書
(事業区分：連携体構築支援事業(支援機関型))

<p>1. 申請者の概要</p> <p>名称：社団法人 代表者名及び役職名：理事長 住所：東京都千代田区 1 - 3 - 3 電話番号： - - FAX番号： - - メールアドレス： 設立年月日：昭和 年4月1日 常勤職員数：20人 常勤役員数：3人 社員数及び社員のうち中小企業者の数(又は設立時に中小企業者により拠出された財産の額)： 社員数：60名 うち中小企業者：45名 主な事業の概要： の調査研究、 の開催、 の研究委託、 技術に関する研修 監事や会計士等による会計監査の整備状況： 会計書類の情報公開の状況： 連絡者名及び役職名：</p>
<p>2. 補助金の交付を受けた実績(過去5年間の実績)及び本実施テーマに関わる内容で当該年度の他の補助金への申請(予定を含む)状況</p>
<p>3. 実施テーマ</p>
<p>4. 具体的事業内容(農商工等連携支援事業計画のうち、連携体構築支援事業(支援機関型)として行う具体的事業内容を記載)</p>
<p>5. 当該年度事業実施スケジュール(実施内容及び実施時期を記載)</p>

経費明細表

経費配分内訳

(単位：円)

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額	積算基礎
事業化・市場化支援事業	謝金	10,000	10,000	6,666	別添経費明細参照
	旅費	144,000	137,142	91,428	別添経費明細参照
	事業費	1,157,000	1,101,900	734,600	別添経費明細参照
	試作・実験費	10,710,000	10,199,997	6,799,998	別添経費明細参照
合計		12,021,000	11,449,039	7,632,692	

(注1) 「事業区分」とは、事業化・市場化支援事業又は連携体構築支援事業をいう。

(注2) 「経費区分」とは、謝金、旅費、事業費、試作・実験費、その他の経費をいう。

(注3) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するに必要な経費をいう。

(注4) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで、補助対象となる経費をいう。

(注5) 「補助金交付申請額」とは、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

(注6) 積算基礎は、必要に応じて内容が分かる書面を添付するなど詳細に記入すること。

資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
自 己 資 金	2,388,308	
借 入 金	2,000,000	銀行 支店
補 助 金	7,632,692	
そ の 他		
合 計 額	12,021,000	

補助金相当額の手当方法

区 分	補助金相当額(円)	資金の調達先
自 己 資 金	4,632,692	
借 入 金	3,000,000	銀行 支店
そ の 他		
合 計 額	7,632,692	

(注) 補助金の支払は、原則として補助事業終了後の精算払いとなりますので、補助事業実施期間中、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理部長

別紙2の添付資料(事業化・市場化支援事業)
事業化・市場化支援事業

(単位:円)

経費区分	内容	詳細	摘要	数量	単位	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 交付申請 (円)	備考	
謝金()	専門家謝金	加工技術の最新情報指導料	@¥10,000/ 日×1日	1	回	10,000	10,000	10,000			
合計							10,000	10,000	6,666		
旅費()	専門家旅費	名古屋～東京(往復:JR新幹線指定席利用)	@¥24,000/ 日×1名	1		24,000	24,000	22,857			
	職員旅費	連携企業との打ち合わせ 東京～宇都宮(往復:JR普通車指定席利用)	@¥10,000/ 日×延べ12名	12		10,000	120,000	114,285			
合計							144,000	137,142	91,428		
事業費()	会議費	連携企業との打合せ・お茶代(1回あたり20名分)		8	回	4,500	36,000	34,285			
	会場借料	打合せ会議室借料 公民館		2	回	6,000	12,000	11,428			
	通信運搬費	宅配便送料(図面送付)		1	回	1,500	1,500	1,428			
		宅配便送料(詳細図送付)		1	回	1,500	1,500	1,428			
	借損料	液晶プロジェクタレンタル料(機械工業展用1日分)		1	回	10,000	10,000	9,523			
	消耗品費	消耗品費	試作機に係る図面出力用紙(10枚入り1パック)	20	袋	2,500	50,000	47,619			
		印刷製本費	連携企業との打合せ会議用詳細資料3回分・各200ページ		3	回	50,000	150,000	142,857		
	資料購入費	技術専門書上下巻	@¥50,000	2	冊	50,000	100,000	95,238			
	マーケティング調査費	マーケティング調査費	試作機2種類に関するマーケティング調査	2	件	150,000	300,000	285,714			
		広報費	ポスター作成費(機械工業展関係企業配布用)		100	枚	300	30,000	28,571		
	展示会等出展料	機械工業展出展料(1コマ分)	@¥100,000	1	回	100,000	100,000	95,238			
	連携構築費	契約締結費	弁護士依頼費用一式	1	式	200,000	200,000	190,476			
		産業財産権等取得費	特許権出願手続代行費用(特許出願手数料を除く)		1	式	150,000	150,000	142,857		
	雑務費	実験データ整理作業	@¥800/時	20	時間	800	16,000	15,238			
合計							1,157,000	1,101,900	734,600		
試作・実験費()	試作・実験にかかる経費	機械装置等購入費	制御装置(S社CL-25H)	1	台	5,000,000	5,000,000	4,761,904			
		原材料費	試作成型用アルミ棒 300×150mm		1,000	本	750	750,000	714,285		
		製造・改良・加工料	モーターユニット製造		1	台	510,000	510,000	485,714		
			インバータ製造5タイプ			5	台	250,000	1,250,000	1,190,476	
		試作費	分流ユニット試作費		1	式	2,100,000	2,100,000	2,000,000		
		実験費	可塑性試験実験費(3材質分)		3	件	200,000	600,000	571,428		
	設計費	試作機設計一式		1	式	500,000	500,000	476,190			
合計							10,710,000	10,199,997	6,799,998		
その他の経費()	上記以外						0	0			
合計							0	0	0		
総合計(+ + + +)							12,021,000	11,449,039	7,632,692		

(注) 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合の記載例

別紙2の添付資料(連携体構築支援事業(連携事業者型))

連携体構築支援事業(連携事業者型)

(単位:円)

経費区分	内容	詳細	摘要	数量	単位	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 交付申請額 (円)	備考	
謝金()	委員謝金	連携体構築委員・大学教授謝金	@¥40,000/ 日×1日	5	回	40,000	200,000	200,000			
	専門家謝金	連携構築に関する指導専門家	@¥50,000/ 日×1日	10	回	50,000	500,000	500,000			
合計							700,000	700,000	466,666		
旅費()	委員旅費	塩尻(大学)～東京(往復:JR在来線・新幹線指定席利用)	@¥15,000/ 日×1名	5		15,000	75,000	71,428			
	専門家旅費	新潟～東京(往復:JR普通車指定席利用)	@¥12,000/ 日×1名	10		12,000	120,000	114,285			
	職員旅費	連携体構築委員会および打合せ会議 東京～静岡(往復:JR普通車指定席利用)	@¥12,000/ 日×延べ12名	12		10,000	120,000	114,285			
合計							315,000	299,998	199,998		
事業費()	会議費	連携体構築委員会および一部の打合せ会議におけるお茶代		8	回	200	1,600	1,523			
	会場借料	打合せ会議室借料 公民館		2	回	6,000	12,000	11,428			
	通信運搬費	宅配便送料(規約の発送)		1	回	1,500	1,500	1,428			
		宅配便送料(資料の発送)		1	回	1,500	1,500	1,428			
	消耗品費	消耗品費	規約作成のための検討資料印刷用紙(連携企業7社×500枚分)		7	社分	1,000	7,000			6,666
		印刷製本費	規約作成のための検討資料印刷		7	社分	10,000	70,000			66,666
	資料購入費	業界最新動向資料(上下巻)	@¥50,000	2	冊	50,000	100,000	95,238			
	広報費	ポスター作成費(ビジネスフェア関係企業配布用)		100	枚	300	30,000	28,571			
	コンサルタント費	連携事業戦略コンサルタント委託費		1	式	500,000	500,000	476,190			
	マーケティング調査費	業界市場規模調査 **業界市場規模調査		2	件	150,000	300,000	285,714			
	連携構築費	契約締結費	弁護士費用一式		1	式	200,000	200,000			190,476
雑役務費	規約作成事務補助		10	時間	800	8,000	7,619				
合計							1,231,600	1,172,947	781,964		
その他の経費()	上記以外										
合計							0	0	0		
総合計(+ + +)							2,246,600	2,172,945	1,448,628		

(注) 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合の記載例

別紙2の添付資料(連携体構築支援事業(支援機関型))
 連携体構築支援事業(支援機関型)

(単位:円)

経費区分	内容	詳細	摘要	数量	単位	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助金 交付申請額 (円)	備考
謝金()	委員謝金	フォーラム実行委員謝金	@¥40,000/ 日×1日	5	回	40,000	200,000	200,000		
	専門家謝金	フォーラム講師謝金	@¥50,000/ 日×1日	10	回	50,000	500,000	500,000		
合計							700,000	700,000	466,666	
旅費()	委員旅費	塩尻(大学) - 東京(往 復:JR在来線・新幹線指 定席利用)	@¥15,000/ 日×1名	5		15,000	75,000	71,428		
	専門家旅費	新潟~東京(往復:JR普 通車指定席利用)	@¥12,000/ 日×1名	10		12,000	120,000	114,285		
	職員旅費	フォーラム実行委員 会および打合せ会議 東京~静岡(往復:JR普 通車指定席利用)	@¥12,000/ 日×延べ1 2名	12		10,000	120,000	114,285		
合計							315,000	299,998	199,998	
事業費()	会議費	フォーラム実行委員 会および一部の打合せ 会議におけるお茶代		8	回	200	1,600	1,523		
	会場借料	打合せ会議室借料 公民館		2	回	6,000	12,000	11,428		
	通信運搬費	宅配便送料(規約の発 送)		1	回	1,500	1,500	1,428		
		宅配便送料(資料の発 送)		1	回	1,500	1,500	1,428		
	借損料	フォーラム開催に係る 各種機材		1	式	10,000	10,000	9,524		
	消耗品費	各種消耗品		1	式	5,000	5,000	4,762		
	印刷製本 費	フォーラム実行委員 会資料		400	枚	20	8,000	66,666		
	資料購入 費	業界最新動向資料 (上下巻)	@¥50,000	2	冊	50,000	100,000	95,238		
	広報費	ポスター作成費(フォーラム)		100	枚	300	30,000	28,571		
	コンサルタント費	フォーラムコンサルタント委 託費		1	式	500,000	500,000	476,190		
マーケティング調査費	業界市場規模調査 * * 業界市場規模調査		2	件	150,000	300,000	285,714			
雑役務費	フォーラム受付補助		10	時間	800	8,000	7,619			
合計							977,600	990,091	660,060	
その他の経 費()	上記以外									
合計							0	0	0	
総合計(+ + +)							1,992,600	1,990,089	1,326,724	

(注) 補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合の記載例

株 主 等 一 覧 表
(平成 年 月 日現在)

会社名 株式会社

(株 主 等)

株 主 名 出 資 者 名	住 所	持株数 出 資 価 額	比 率	備 考
	県 市 -	17,700	22.1	資本金49,000千円 従業員9名
× × × ×	府 市 -	17,020	21.2	
	府 市 -	10,530	13.1	
	都 区 -	10,000	12.5	銀ハ°ンチャ-キビ°外
×	県 市 町 -	5,900	7.3	
	都 区 -	5,900	7.3	資本金400,000千円 従業員30名
×	県 市 -	5,790	7.2	
×	県	5,790	7.2	

総株数(総出資価額) : 80,000株

(注1) 株主、出資者が法人の場合は、備考欄にその法人の資本金又は出資金(千円)及び従業員数を記入してください。

(注2) 比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

(役 員)

役 職 名	氏 名	住 所	備 考
代表取締役社長		県 市 町 -	
代表取締役専務	× ×	県 市 -	
常務取締役		府 市 -	
取締役	× ×	都 区 -	株式会社 資本金400,000千円 従業員30名 経営企画課長
監査役	×	県 市 -	

(注) 他社の役員又は職員を兼務している場合は、備考欄にその会社名、資本金又は出資金(千円)、従業員数及びその会社での役職名を記入してください。

経 営 状 況 表

会社名 株式会社

(単位：千円)

項目	期別	第 期			第 期		
		年	月	日から	年	月	日から
		年	月	日	年	月	日
売上高 A				1,640,382			1,861,412
経常利益 B				54,212			22,149
総資本 C				868,706			915,709
自己資本 D				278,507			280,396
流動資産 E				519,530			558,743
流動負債 F				395,949			426,863
総資本経常利益率 B / C × 100				6.2			2.4
売上高経常利益率 B / A × 100				3.3			1.2
自己資本比率 D / C × 100				32.1			30.6
流動比率 E / F × 100				131.2			130.9

(注1) 本資料は、過去2期又は3期(決算期間が1年であるときは2期、半年であるときは3期とします。)の財務諸表により作成してください。

(注2) 金額は、百円の位を四捨五入して千円単位で記入してください。率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入してください。

(注3) 貸借対照表、損益計算書を添付してください。

(注4) 現在事業を営んでいない、設立間もない等の理由により上記の貸借対照表等財務諸表作成が困難な場合は、事前に各経済産業局に相談してください。

産業財産権等取得計画書

取得予定財産の題名	における の 技術
取得に関する責任者の 団体名・役職名及び氏名 (弁理士の場合は登録番号及 び氏名)	特許事務所 弁理士 登録番号
取得に要する経費の総額・支 払方法及び期日	総額 200,000円 平成21年 月 日 銀行振込
取得に要する経費のうち補助 対象として希望する金額	総額 142,857円 (取得に要する経費のうち、出願手数料 審査請求手数料 特許料 拒絶査定に対する審判・訴訟関連経費は除いて記入してください。)
取得予定財産の概要	この技術は、従来では の環境下において非常に 効率が低下し ていた の について、××・ とを ×させることにより 発生する 効果を用いることにより、 効率を大幅に改善するた めのものである。
取得予定財産と補助事業との 密接な関連性に関する説明	補助事業の成果である「 の 技術」と共に、当該取得 予定技術の製造工程への導入は、 効率の大幅な向上を可能とし、当 該事業の成果の事業化に必要な不可欠であることから、上記技術は補助事 業との密接な関連性を有するものである。
出願(取得)済みの場合は出 願(登録)番号及び出願(取 得)日	出願(登録)番号 出願(取得)日 年 月 日

「産業財産権等取得計画書」に係る証明	
<p>私は、 株式会社 代表取締役 が取得を計画している上記の取得予定財産について、下 記の条件を満たす者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業期間内に確実に出願手続が完了する者であること。 ・ 取得予定財産と補助事業が密接な関連性を有していること。 <p style="text-align: right;">平成20年 月 日</p> <p>経済産業局長 殿 (沖縄県の場合は、「内閣府沖縄総合事務局長 殿」)</p> <p style="text-align: center;">弁理士 氏 名 印 登録番号 住 所 県 市 - 電話番号</p>	

(注1) 複数の特許権取得を計画する場合は、各項目内で番号を付して区別してください。

- (注2) 取得に要する経費の内訳が確認できる資料及び内訳金額の根拠となる資料(特許事務所の基準価格表等)を添付してください。
- (注3) 出願(取得)済みの場合は、当該手続の完了が確認できる資料を添付してください。
- (注4) 採択され交付申請書を提出するときには、弁理士の証明を受けてください。
- (注5) A4判サイズ1枚に記入してください(書ききれない場合は別紙に記入し、証明者による割り印等、別紙5の別紙であることが分かるように記入してください。)。